

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登
(コード番号 : 3825)
問 い 合 わ せ 先
電 話 番 号 (0 3) 6 2 0 6 - 2 2 2 0

調査委員会の調査結果報告及び過年度決算の訂正について

1. 調査報告について

平成 22 年 4 月 15 日付「調査委員会設置に関するお知らせ」により公表いたしましたとおり、過去の決算において一部の会計処理の修正を要する可能性のある事象が判明し、平成 22 年 4 月 30 日付「調査委員会の調査結果中間報告及び過年度決算の訂正について」の公表を行い、5 月 14 日を目処に再発防止策等の策定をお知らせしておりました。本日、調査委員会の再発防止策をふまえた最終報告を、添付の「調査委員会報告書」として取りまとめましたので、ご報告いたします。

添付の調査報告書は、調査委員会が当社に提出した調査報告書を個人名及び取引先名を記号化する等の修正を行ったものであることをご了承ください。

また、再発防止策等の具体策は、調査委員会の提案を受け、当社として検討し別途お知らせいたします。

2. 過年度決算の訂正について

平成 22 年 4 月 30 日付「調査委員会の調査結果中間報告及び過年度決算の訂正について」にて、過年度業績への影響額（概要）をお知らせしておりますが、本日訂正を行いましたので再度影響額をお知らせいたします。

(1) 訂正一覧

- ①平成 20 年 3 月期 半期報告書
- ②平成 20 年 3 月期 有価証券報告書
- ③平成 20 年 3 月期 第 1 四半期財務・業績の状況（非連結）
- ④平成 20 年 3 月期 中間決算短信（非連結）
- ⑤平成 20 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の状況
- ⑥平成 20 年 3 月期 決算短信

なお、今後のスケジュールとしましては、訂正決算短信等の開示については本日提出いたします。訂正半期報告書及び訂正有価証券報告書は 5 月 17 日を予定しております。

(2) 訂正による平成 22 年 3 月期及び今期業績影響額

平成 22 年 3 月期及び今期業績への影響はありません。

(3) 過年度業績への影響額 (概要)

(百万円)

決算期	区分	項目	訂正前	訂正後	訂正額
平成20年 3月期 第1四半期 (非連結)	損益計算書	売上高	210	110	△100
		営業損益	△69	△69	—
		経常損益	△70	△70	—
		当期純損益	△82	△82	—
	貸借対照表	純資産	825	825	—
		総資産	942	942	—
平成20年 3月期 中間決算 (非連結)	損益計算書	売上高	380	280	△100
		営業損益	△115	△115	—
		経常損益	△126	△126	—
		当期純損益	△138	△237	△99
	貸借対照表	純資産	770	671	△99
		総資産	1,293	1,193	△99
平成20年 3月期 第3四半期	連結 損益計算書	売上高	545	445	△100
		営業損益	△248	△248	—
		経常損益	△261	△261	—
		当期純損益	△278	△370	△92
	連結 貸借対照表	純資産	630	538	△92
		総資産	1,284	1,192	△92
平成20年 3月期 通期	連結 損益計算書	売上高	940	840	△100
		営業損益	△425	△350	74
		経常損益	△448	△374	74
		当期純損益	△552	△552	—
	連結 貸借対照表	純資産	363	363	—
		総資産	2,358	2,358	—

調査委員会報告書

平成 22 年 5 月 14 日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中
監査役会 御中

株式会社リミックスポイント
調査委員会
取締役副社長 田中琢
社外監査役 山本茂
弁護士 田中克幸
公認会計士 赤澤仁

株式会社リミックスポイント（以下「当社」という）は、平成 22 年 4 月 15 日に、当社の過去の決算において修正を要する可能性のある事象が判明したことを公表し、同月 19 日に調査委員会（以下「当委員会」という）を設置した。そして、当委員会は、判明した事象について調査を行い、平成 22 年 4 月 30 日に、過去の決算において甲社との取引について不適切な会計処理が行われており過年度決算を修正すべきであるとの報告を行った。

その後、当委員会は、今回の不適切な会計処理が行われた原因を踏まえ、再発防止策について検討したので報告する。

第 1 不適切な会計処理と原因

1 甲社との取引に関する売上計上について

（1）不適切な会計処理の内容

当社は、平成 20 年 3 月期の第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期、年度末の各決算において、甲社とのシステム開発及びデータ入力業務に関する平成 19 年 3 月 15 日付業務委託契約に基づく取引（以下「本件取引」ともいう）の売上として、合計 1 億 1000 万円（税抜）を計上し、丙社に対し、データ入力業務の対価として仕入高 1 億円（税抜）を計上している。

しかし、当委員会が認定した以下の事実を前提とすると、売上の計上は 1000 万円（税抜）に止められるべきであるなど、その会計処理は不適切である。

（2）認定事実

平成 19 年 3 月頃、当社の代表取締役である吉川登（以下「吉川」という）は、10 年来の知人であり、当時乙社の代表取締役であった D 氏から、乙社への貸付の依頼を受けた。

しかし、吉川は、当社が貸金を業務内容としていないことから、D氏からの貸付依頼を断った。当時、乙社は、その子会社であるとされた甲社と共に乙社グループとして、官公庁から多数案件受注しているとの評判があった。そのため、官公庁に関する取引を受注したいと考えていた吉川は、D氏に対して、当社の業務であるソフトウェア関係の取引であれば取り組みたいので協力できる旨を伝えた。

同じ頃、D氏は、丙社から、3月中に1億500万円を乙社に送金するので、4月になったら丙社に1億500万円を戻して欲しいとの話を持ちかけられた。乙社グループとして資金繰りに困っていたD氏は、丙社からの申入れを受けることとし、平成19年3月29日、丙社から乙社に1億500万円が振り込まれた。乙社は、振り込まれた資金を資金繰りに当てたため、丙社への4月の返金の目処が立たなくなった。

そこで、D氏は、吉川に対し、平成19年4月、次のような取引を持ちかけた。すなわち、某市水道局が丁社に委託した電子データベース構築業務があり、丁社からその子会社である戊社、さらに乙社へと再委託されており、乙社は、このうちの紙媒体のデータをハードディスクに入力する業務（以下「データ入力業務」という）を丙社に発注しており、丙社の作業も既に完了しているが、乙社には丙社に対する業務委託料1億500万円（税込）を支払う余裕がないため、システムの開発の部分は当社に発注するので、当社が丙社との間に入る形で、データ入力業務もあわせて請け負って欲しいということであった。しかし、この某市水道局からの発注は、D氏が考えた架空のものであった。

吉川は、依頼されたのが当社の通常行っているソフトウェアの開発業務であったことに加え、D氏に協力すれば、今後も官公庁に関連する業務を乙社グループを通じて受注できるものと期待し、また、打ち合わせの際にD氏より提示された資料として、戊社と乙社の間の商品販売基本契約書及び某市水道局から提出を受けたと思われる書類が含まれていたことから、D氏が説明している某市水道局からの案件は真に存在すると信用し、D氏の依頼に応じることにした。

このような経緯で、当社は、システムの開発に加え、乙社が既に丙社に発注して完了していたとされるデータ入力業務も合わせて受注することとし、データ入力業務は乙社からではなく当社から丙社に発注することとなった。その際、システム開発は、以前に他の案件において500万円程度で納品していたものを一部改良することによって可能であることより、本件取引の対価は、データ入力業務に関する丙社への対価である1億円（税抜）に1000万円を上乗せした1億1000万円（税抜）とされた。また、当社への発注元としては、信用状況を比較し、当社よりD氏に対して乙社ではなく甲社にしてもらいたい旨を申し出、発注元は甲社となった。そして、本件取引に関する契約書類は、乙社が丙社へ発注したとされるデータ入力業務の発注時期に合わせて、平成19年3月15日付けとされた。また、当社は、本件取引を開始するに際して、D氏に対して、丙社への仕入を含めると1億1000万円（税抜）と大型の案件であることから、着手金の支払を要求したところ、D氏は2000万円程度であれば支払えるということだったので、開発着手金として2100万円（税込）が平成19年4月12日までに当社に支払われることとなり、残代金の9450万円（税込）は、平成19年5月末日に支払われることになった。

そして、当社においては、10日程度を費やしてシステムの内容の決定、開発作業を行い、平成19年4月20日に甲社にCD-ROM形式で納品された。一方、データ入力業務の部分については、D氏によれば、本件取引について当社が関与する前の平成19年3月末において、丙社より乙社に直接納入されているとのことであったので、当社より乙社に納入された扱いとされ、別途には当社より乙社への納入作業は行っていない。なお、D氏によれば、データ入力作業は丙社においても実施されておらず、実際には過去の案件において入手したデータを提示していたに過ぎないとのことであるが、本件取引当時、当社においては丙社がデータ入力作業を行っているものと信用し、その後も当委員会の調査におけるD氏の説明を受けるまで信用していたものである。

また、代金の支払については、平成19年4月11日に甲社から当社への開発着手金2100万円（税込）が振り込まれ、翌12日に、当社から丙社へのデータ入力業務の代金1億500万円（税込）が振り込まれた。

本件取引の対価は、データ入力業務に関する丙社への対価である1億円（税抜）に1000万円を上乗せした1億1000万円（税抜）と決定され、システムの開発業務が上乗せされた1000万円に対応するところ、以前の行った他の案件との比較からして、1000万円との金額が不当に高額であるとまでは認められない。また、D氏は、当社が納入したシステム自体は、某市水道局に納入することはないが、別案件の際にも利用できるものであり、将来的に利用をしようと考えていた。

（3）不適切な会計処理の原因

上記（2）に記載のとおり、本件取引について不適切な会計処理となったのは、本件取引の売上のうち1億円を占めるデータ入力業務が、最終納入先の存在しない架空取引だったためである。この架空取引について当社も取引当初から認識していたとの疑いは払拭できないものの、D氏及び吉川を含めた当社関係者がいずれも当社は架空であるとの認識がなかったと供述しており、これに反する供述及び資料が現時点において存在しないため、当社が架空取引を認識していたとまでは認められず、不適切な会計処理がなされていたことについて、当社に責任があったとまでは認めることができない。

ただ、少なくとも取締役会等の管理体制不備により架空取引に巻き込まれ、しかも売掛金9450万円が回収不能となってしまうのであり、今後、同様の事態を招かないようにする必要がある。そこで、当委員会として、本件取引を行うに至る問題点を以下に指摘する。

当社は、平成16年3月に設立され、平成18年12月1日に東京証券取引所マザーズに上場した。当時の当社の業績推移、業績予想（当社の平成19年3月期決算短信などによる）は、次のとおりである。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高(千円)	2,970	313,623	581,578	932,163
経常利益(千円)	182	33,165	105,959	199,079
当期純利益(千円)	99	19,084	58,345	110,180
純資産額(千円)	10,099	121,683	402,029	930,669
総資産額(千円)	11,632	282,925	644,579	1,195,833

平成20年3月期の業績予想（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（％表示は、通期は対前期、中間期は対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円	銭
中間期	350	△29.0	△100	△151.7	△100	△151.7	△110	△157.3	△13,455	66
通期	1,300	39.5	250	15.4	250	22.8	130	17.4	15,902	14

本件取引は相当短期間のうちに取引実行が決定されている。しかしながら、本件取引の金額は1億1000万円（税抜）であり、直近の平成19年3月期の売上高が約9億3200万円であったことと比較すると、当社にとっては相当程度の大型案件であったと言えるべきである。それにもかかわらず本件取引は、取締役会規程、職務権限規程等において明確あるいは具体的に取締役会の付議事項になっているとまではいえなかったこともあり、取締役会の決議を経ることなく実行されている。

本件取引は、①乙社には丙社に対する業務委託料1億500万円（税込）を支払う余裕がないために、D氏が吉川に持ち込んだ取引であったこと、②乙社グループが業界において官公庁から多数受注しているとの評判があり、D氏が吉川の10年来の知人であったとしても、当社と乙社グループとは初めての取引であったこと、③本件取引の着手金2100万円（税込）が先に入金されるとはいえ、残金9450万円の入金前に、仕入先である丙社に対して1億500万円の支払を実行する取引であったこと、④乙社グループとしては、甲社から当社への残金9450万円は、最終納入先である某市水道局からの支払いを当て込んでいるとのことであったが、当社から甲社への納品日が平成19年4月20日であるにもかかわらず、9450万円の支払時期が平成19年5月31日とされ、官公庁からの支払いを原資とする支払いとしては、比較的短期間での支払サイトとなっていること、など本件取引を行うか否かの判断に際しては留意すべき点があったと思われる。

本件取引は、当社の代表取締役の吉川が窓口となった案件であり、吉川は、当社設立以来、最高経営責任者として、経営方針や戦略の決定をはじめ、事業開発を中心とする当社業務全般において、重要な役割を果たしてきたとのことであるが、本件取引は、上記①から④に指摘したように留意すべき点があったのであるから、本来、取締役会において案件

取組みの可否・適否を審議されるべきであったと考える。

なお、本件取引の時期は平成 20 年 3 月期が始まった直後であり、公表された平成 19 年 9 月中間期の業績予想における売上高が前年中間期比較で 29%減少の 3 億 5000 万円であることからすれば、売上高目標の達成という動機のみで本件取引がなされたとまでは評価できず、乙社グループとの取引開始に伴う事業への参入も期待しての取引であった。

2 甲社への売掛金に対する貸倒引当金について

(1) 不適切な会計処理の内容

当社は、平成 20 年 3 月期の年度決算において、甲社向け売掛金 7450 万円の全額につき、回収不能として貸倒引当金を計上している。甲社に対する売上高は 1 億 1550 万円（税込）であり、前受金 2100 万円の入金があったため、当初売掛金として計上されたのは 9450 万円であった。売掛金の入金予定日は、平成 19 年 5 月末日であったが、期日に入金はされなかった。当社は甲社に対し督促を繰り返したものの、資金繰りがひっ迫しているため、支払いを待ってほしいとの返事で、その後も入金はなかったが、平成 19 年 11 月に 1000 万円、平成 20 年 2 月に 1000 万円が甲社から入金された。当社は、甲社が提出していた支払計画書通りの支払いがあったことにより、甲社に対する売掛金の回収可能性はありとの判断のもと、平成 19 年 9 月中間期及び平成 19 年 12 月第 3 四半期において、貸倒引当金は計上しなかった。しかし、その後入金がとだえたことから、平成 20 年 3 月期末に売掛金残額 7450 万円に対し、全額の貸倒引当金を計上した。

しかし、当委員会が認定した以下の事実を前提とすると、平成 19 年 11 月の 1000 万円の入金は乙社グループからの入金ではなかったという取扱いになるのであるから、会計処理として、すでにこの段階から 9450 万円の全額を回収不能と考え、その全額の貸倒引当金を計上するのが適切であると思われ、当社が行った会計処理は不適切である。

(2) 認定事実

本件取引代金である 1 億 1500 万円（税込）については、平成 19 年 4 月 11 日に開發着手金 2100 万円（税込）の支払はあったものの、同年 5 月末日を支払期限とされた残金 9450 万円（税込）は、支払期限が到来しても支払がなかった。

そこで、平成 19 年 5 月 31 日、担当者であった C がメールで D 氏に対して状況を確認したところ、D 氏から、当社への支払にあてるべく予定していた入金がなかったため支払ができなかったが、近日中に当該入金の予定が確定するので当社への支払時期を連絡する旨の回答があった。C からは、D 氏に対して、本件取引の客先である某市水道局からの入金があったのかについて確認をしたが、D 氏から言葉を濁されていた。支払資金のあてについて、当時の D 氏の説明では、上場通信会社の子会社が甲社及び乙社との資本・業務提携を予定しているとのことであったし、また、甲社の事業や株式の譲渡も検討しており、その代金によって支払うとのことであった。

しかし、残代金は一向に支払われず、平成 20 年 3 月期の第 2 四半期末である平成 19 年 9 月末においても支払がなされなかった。そこで、当社は甲社に対し、支払計画の提出を求

め、平成 19 年 10 月 31 日に、甲社から支払計画書が提出された。

平成 19 年 11 月頃、吉川は、D 氏に対し、甲社より残代金を支払うように要求していたが、D 氏の返答は、残代金を支払うどころか、運転資金を乙社グループに出して欲しいというものであった。そこで、吉川は、支払計画書通りの支払いがないと貸倒引当金の設定は不可避であると考え、計画通りの 1000 万円の支払を得て甲社に対する売掛金への貸倒引当金を回避するため、D 氏に対して、個人としてお金を貸し付けるので、それで当社への支払にあててもらいたい旨を申入れ、これを D 氏は受け入れた。そして、平成 19 年 11 月 13 日、当社の B から D 氏に現金による 1000 万円の貸付がなされ、甲社側による同 1000 万円を利用しての口座振込により、甲社名義で当社に 1000 万円の入金があった。当時、B は吉川からの借入金があり、その返済を吉川に申し入れたところ、吉川からは、D 氏の会社が資金繰りに困っているので代わりに D 氏に 1000 万円を貸してあげて欲しい、自分に貸したと思って何かあっても安心して欲しいと言っていたので、D 氏に 1000 万円を貸したと説明している。貸付に至る経緯と B が吉川の要望に応じて貸付けた理由からすれば、この 1000 万円の貸付は、B が吉川に 1000 万円を返し、その 1000 万円を使って吉川が D 氏に貸付けたと評価すべきである。

また、その後も甲社から入金がなされなかったため、平成 19 年 11 月 13 日の入金の際と同様に、吉川は、甲社に対する売掛金への貸倒引当金を回避するため、D 氏に対して、個人としてお金を貸し付けるので、それで当社への支払にあててもらいたい旨を申入れ、これを D 氏は受け入れた。そして、平成 20 年 2 月 4 日、吉川は、D 氏に対して 1000 万円を貸付け、甲社側による同 1000 万円を利用しての口座振込により、甲社名義で当社に 1000 万円の入金があった。

このように甲社名義での当社に対する平成 19 年 11 月 13 日及び平成 20 年 2 月 4 日の各 1000 万円の入金がなされているが、貸倒引当金の設定を回避したいとの吉川に基づき、いずれも甲社から当社への支払にあてるために吉川から D 氏に貸付けられた金銭によってなされたものである。

一方、当時の甲社の財務状況は、資金繰りに窮していたのに加え、平成 19 年 9 月 26 日になされた新設分割により、甲社の主力事業及びシステム開発事業の経営事業は、債務が承継されることなく、資産のみが新設分割設立会社に承継され、甲社が取得した当該新設分割設立会社の株式はすべて、同日、甲社が負担していた債務と引き換えに甲社の債権者にすべて譲渡されていた。

(3) 不適切な会計処理の原因

上記(2)に記載のとおり、甲社への売掛金に対する貸倒引当金の設定について、不適切な会計処理となった原因は、当時、甲社からは支払遅滞となった売掛金残金について支払計画書が提出され、支払計画書とおりに平成 19 年 11 月 13 日に甲社名義で 1000 万円の支払いがなされたが、実はこの 1000 万円の支払いは、吉川が、支払計画書とおりの支払いがないと貸倒引当金の設定は不可避であると考え、計画とおりの 1000 万円の支払を得て甲

社に対する売掛金への貸倒引当金を回避するため、D氏に対して個人としてお金を貸し付け、当該貸付金によって当社へ甲社名義でなされた1000万円の送金であったことにある。そして、吉川は、1000万円の入金に至るこのような事情について、当時、当社の役職員に説明しなかったため、当社としても、不適切な会計処理を是正することはできず、またその端緒を得るもできなかった。

第2 再発防止策

1 経営体制の変更

当社は、平成16年3月に設立された社歴が浅い会社であり、平成22年5月14日現在、取締役3名、監査役3名、従業員54名と会社規模が小さく、会社設立以来、吉川が最高責任者として、経営方針や戦略の決定をはじめ、事業開発を中心とする当社業務全般において、重要な役割を果たしてきたとのことであるが、吉川が上記のとおり不適切な会計処理の主因となっていることからすれば、吉川が最高経営責任者である代表取締役の地位にあることは、当社によるコンプライアンスの観点から問題があると言わざるを得ない。

吉川が当社の経営において果たしてきた役割の重要性に鑑みれば、全面的に吉川が当社経営から外れた場合の影響の大きさが予想されるので、経営を外れる程度・時期については十分な検討を要するものと考え、取締役会による監視及び代表取締役による業務執行が適法かつ適切に行われるためには、代表取締役の変更、監視体制の強化のための取締役の追加を検討する必要があると考える。

2 権限規程の見直し

当社においては、本件当時、取締役会規程等において、借入や債務保証、不動産の譲渡等が取締役会の決議事項とされ、重要な契約の締結も取締役会の決議事項とされていたのであり、本件取引の金額からすれば当社にとって重要な契約に該当するのであるから、本来、本件取引に際しては取締役会において審議がなされ、その承認がなければ本件取引は行っていなかった。

しかし、取締役会規程等、権限に関連する規程においては、「重要な契約」と規定されるだけであり、その判断に資するための定量的基準が設けられていなかった。従って、権限に関する規程について、権限内か否かの判断を適切かつ容易にするべく、定量的基準を設けるなど、内容を見直し、必要に応じて修正や補充を行うべきである。

3 コンプライアンス意識の向上

吉川のコンプライアンス意識の問題性については、上記1において述べたとおりである。また、上記第1・1・(3)において指摘したとおり、本件取引にはいくつかの問題点があったにもかかわらず、取締役会において議論されることもなく、当社は本件取引を実行するに至り、架空取引に関与してしまっている。社内規程を正確に理解して遵守することのほか、架空取引を防止するためには与信管理の徹底を含めた広い意味でのコンプライアンス意識を向上させる必要があり、そのための社内外における教育を実施するべきである。

4 通報制度の創設

上記1のとおり、経営体制の変更がなされたとしても、当社におけるこれまでの吉川への依存度の大きさを考慮すると、今回のような不適切な会計処理の再発防止をより確実なものとするためには、一部役職員による監視だけではなく、通報制度（ヘルプライン）を設け、全従業員の目により不正を監視する体制をつくることが望ましい。具体的には、現在ある内部通報規程の周知徹底及び外部通報制度を創設すべきである。

以上